

認知症初期集中支援事業の概要

1 趣旨及び法的な根拠

(1) 趣旨

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

(2) 法的な根拠

平成 26 年度は、地域支援事業（介護保険法第 115 条 4 5 項）の任意事業、地域支援事業実施要綱の別添 5（認知症初期集中支援推進事業）に、27 年度からは介護保険法の改正により、同事業の包括的支援事業(必須)に位置付けられた。

2 認知症初期集中支援チームとは

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援など初期の支援を包括的、集中的(概ね 6 ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

(1) 位置づけ

茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター業務に位置付け、高齢福祉介護課職員（保健師等）と連携して実施する。

(2) 対象者条件

原則、40 歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人

- 医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人
- 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

(3) 茅ヶ崎市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という）の活動

① 対象者への支援

支援チームが認知症の疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などを行い、必要な支援に結び付ける。

② 支援チームの構成員及び役割

【構成員】対象者の状況に応じて支援チームの構成員は異なる。

- 医師（認知症患者を日常的に診察している医師）
- 基幹型地域包括支援センター職員、高齢福祉介護課保健師
- 対象者が居住する地区の地域包括支援センター職員
- 対象者の家族
- その他（必要に応じて、民生委員、ケースワーカー等）

【役割】

- 対象者への支援方針を検討する。
- 対象者の支援状況の進捗について管理及び支援終了等の判断を行う。

③ 支援の流れ

対象者の出現

- ・本人、家族からの相談
- ・かかりつけ医、薬局、認知症サポーター、民生委員等からの相談

対象者の把握・・・基幹型地域包括支援センター（高齢福祉介護課）

- ・最初の相談先は地域包括支援センター、民生委員等様々であるが、最終的には上記で把握

対象者の状態把握

- ・基幹型地域包括支援センター職員、高齢福祉介護課保健師、地域包括支援センター職員等2名程度で対象者宅を訪問し、状態を把握
- ・状態を把握しアセスメント（支援チームの活動が必要か、他のサービスに直接結びつけることが望ましいか等）

支援チームによる検討

- ・支援チームによるケースカンファレンス（支援方法方針の決定）
- ・対象者の状態によっては、支援チームでの検討は省き、直接、支援チームによる訪問の実施となる。

支援チーム員による訪問

- ・対象者への支援開始、支援方針の決定を行う
- ・対象者の状態により訪問回数は決定
- ・支援方針によっては他の関係者への支援依頼を行う

支援チーム、関係者による検討

- ・支援チーム及び関係者によるケースカンファレンス（支援チームでの支援終了後の決定）
- ・ケースカンファレンスに基づき、必要な関係者への継続支援の依頼
- ・支援期間は対象者に適切なサービスが導入できるまでの期間または概ね6か月以内

対象者に適切なサービスが導入される

4 認知症初期集中支援事業の検討

26年度については、在宅医療連携拠点づくり事業（茅ヶ崎市作業部会）に係る補助金を活用して実施している。年4回実施。